

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、診療所、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの等とすること。（第二条関係）

第二 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとすること。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（一定のものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項等の規定による検査済証の交付を受けた一定の建築物を除くものとする事。（第三条関係）

第三 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ次に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲にお

いて、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とすること。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（第四条関係）

第四 法第十三条第一項、第十五条第四項、第二十四条第一項、第二十七条第四項の規定による報告及び立入検査について、その内容等を定めるものとする。 （第五条、第九条、第十条及び第十一条関係）

第五 第六条第二項各号又は第八条第二項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号又は法第十五条第二項の政令で定める規模は、第六条第二項各号又は第八条第二項第一号から第三号までに定める内容に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とすること。 （第六条第三項及び第八条第三項関係）

第六 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一号各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（一定の危険物を貯蔵し、処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境

界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める階数及び床面積の合計（それぞれに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）以上のものであること。

1 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公
共の用に供されるものに限る。2において同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メ
ートル

2 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

3 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五
千平方メートル

4 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

5 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

6 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第二の建築物であること。

四 二の1から5までのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、一から三までにかかわらず、一及び三の要件のほか、二の1から5までに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする事。

(附則第二条関係)

第七 その他所要の改正を行うものとする事。

第八 附則

(附則関係)

一 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行するものとする事。

二 その他所要の改正を行うものとする事。